平成14年（2002年）

TOKOROZAWA

広報ところざわ情報館

6.20 No.940

編集・発行：所沢市役所総合政策部秘書広報課
〒359-8501・埼玉県所沢市並木一丁目１番地の１
☎042（998）9024・FAX042（994）0706
URL http://www.city.tokorozawa.saitama.jp
テレホンガイドところざわ 0120（432）834

ダイオキシン類に関する調査結果をお知らせします

市では、ダイオキシン類に関する各種調査を実施しています。平成13年度は、「環境調査」・「排出実態調査」、平成９年度～13年度には、「人体への蓄積状況調査」を実施しました。その調査結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

市では、市民の皆さんとともに、引き続きダイオキシン対策を推進していきます。

■環境調査

平成13年度における大気・水質環境については、ダイオキシン類対策特別措置法で定められている環境基準等を全て満たしている状況にありました。

なお、大気環境濃度については、現在のところ、低減傾向を維持している状況にあります（**表１・図１参照**）。

■排出実態調査

平成13年度の調査では、市有施設から排出されるダイオキシン類は、関係法令で定められている規制基準等を全て満たしている状況にありました（**表２参照**）。

問い合わせ ダイオキシン対策室（☎998－9417）

■人体への蓄積状況調査

平成９年度～13年度の５年間に実施してきた母乳・血液への蓄積状況については、国立環境研究所の研究官や医師等で構成される専門委員会（久我 堯会長）での最終検討の結果、国内外の事例と比較し、同程度もしくはやや低いレベルにあることが判明しました（**表３参照**）。

問い合わせ 保健センター（☎991－1811）

■図１ 平成13年度大気・水質環境調査地点

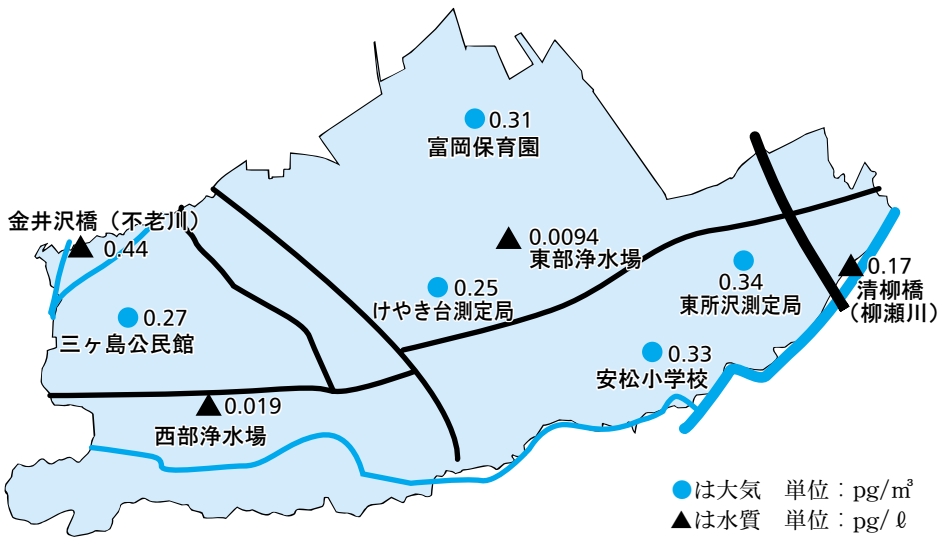

◆表１ 環境調査

区分		調査地点	調査結果	環境基準等
大気（pg/㎥）		東所沢測定局	0.34	0.6
		けやき台測定局	0.25	
		三ヶ島公民館	0.27	
		安松小学校	0.33	
		富岡保育園	0.31	
水質（pg/ℓ）	河川水	金井沢橋（不老川）	0.44	1
		清柳橋（柳瀬川）	0.17	
	地下水	西部浄水場	0.019	
		東部浄水場	0.0094	

◆表２ 排出実態調査

区分		検体数	調査結果	規制基準等
東部清掃事業所	排ガス（ng/㎥）	4	0.30～1.6	40
西部清掃事業所		6	0.00025～0.0071	
北野最終処分場	放流水（pg/ℓ）	1	0.00025	10

◆表３ 人体への蓄積状況調査

区分	所沢市	国内の事例	諸外国の事例
母乳（pg/g脂肪）	13【3.1～42】	14（2001年・埼玉県）	17（1992年・ドイツ）
			22（1992年・オランダ）
血液（pg/g脂肪）	11【2.5～30】	17（1999年・環境庁）	17（1996年・ドイツ）
			27（1996年・アメリカ）

◎【 】内は濃度範囲、その他は平均濃度を表わします。
◎母乳調査における協力者数：延べ179人、血液調査における協力者数：延べ95人。

エコシティところざわ賞を募集します

市では、人・自然・環境に配慮してつくられ、地球や人にやさしい建築物や構造物の中から、優れたものを『エコシティところざわ賞』として表彰しています。ただし、単に自然だけのものは除きます。

応募方法 市役所２階・都市計画課、または各出張所に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、建築物や構造物の写真を貼付して提出してください。

募集期間 ８月30日㈮まで
◎発表は11月以降の予定です。

■過去の受賞例

- 集合住宅の中庭に小山をつくり、そこに武蔵野の雑木林をイメージしてナラやクヌギ等を植栽しているもの（写真）。
- 雨水や太陽熱等、自然のエネルギーを生活の中に積極的に取り入れているもの。
- 屋上に家庭菜園をつくっているもの。

応募先・問い合わせ 市役所２階・都市計画課（☎998-9192）

国民健康保険加入者の方へ 患者負担の特例のごあんない

■入院時食事標準負担額の特例

入院時の食事標準負担額は、平成13年１月診療分から１日につき780円です。次に該当する方には、減免制度が設けられています。

対象 世帯主およびその世帯に属する被保険者全員が市民税非課税の方

減免後の標準負担額 １日650円。さらに過去１年間の入院日数が90日を超える場合には、１日500円になります。

申請時の持ち物 国民健康保険証、印鑑

■特定疾病療養者の特例

次の①または②の疾病にかかる治療を受けた方が、１か月間に同一の保険医療機関等に支払う一部負担金の合計額が１万円を超える場合、特定疾病療養受療証を提示することで、超過した分を支払う必要がなくなります。

【対象】
①血漿（しょう）分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害・先天性血液凝固第Ⅸ因子障害等
②人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全

申請時の持ち物 国民健康保険証、印鑑、特定疾病にかかっていることを証明する書類（慢性腎不全に係る更生医療券、医師の意見書等）

申請先・問い合わせ 市役所１階・国民健康保険課（☎998－9131）